

浜中町結婚新生活支援補助金に関する Q & A

(共通要件)

Q 1 婚姻届をこれから出す予定ですが、先に補助金の申請をしてもよいですか？

A 1 婚姻届の提出・受理後でなければ申請できません。

Q 2 「2年以上継続して町内に住む意思があること」とありますが、転勤する可能性がある場合は申請できますか？

A 2 申請時点で転勤の予定が定かでない場合は申請できます。ただし、あらかじめ終期が決められている転勤等で町内に赴任している場合や、すでに転勤の予定が勤務先から言い渡されている場合など、2年以内に転出することがほぼ確実である場合は、申請をご遠慮ください。なお、申請時には2年以上継続して町内に居住する意思のある旨を所定の様式で誓約していただきます。

Q 3 再婚の場合、子どもがいる場合も対象となりますか？

A 3 対象となります。ただし、夫婦のどちらかが、過去にこの制度（結婚新生活支援事業）による補助を受けたことがある場合（他の自治体で補助を受けたことがある場合を含む。）は対象外です。

Q 4 補助対象となる「婚姻日」、「住宅取得、賃貸借契約、引越し、リフォーム」、「支払い」の期間はいつからいつまでですか？

A 4 補助の対象となる期間は以下のとおりです。

婚姻日：申請日の属する年度の前年度の1月1日から申請日の属する年度の3月31日

住宅取得、賃貸借契約、引越し：申請日に属する年度から3月31日

支払い：申請日の属する年度から3月31日

(年齢)

Q 5 夫婦の婚姻日における年齢については、どのように確認すればよいですか？

A 5 戸籍抄本や婚姻証明書等の夫婦の生年月日が確認できる書類により確認します。

※年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。

(所得)

Q 6 所得とは、なにを指すのですか。

A 6 給与をもらっている給与所得者の場合は、令和6年分の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額です。自営業者の場合は、売上金額から必要経費を差し引いた額控除額を差し引いた額です。申請の際は、源泉徴収票ではなく、町が発行する所得証明書（手数料600円）を提出していただきます。

【給与所得者】 1年間の給与等の収入金額－給与所得控除額

【自営業者】 1年間の売上金額－必要経費必要経費

【参考】給与からみた所得の概要

夫婦の給与の合計がおおよそ678万円以上になると対象外です。

ただし、あくまで概算のため、所得証明書での確認が必要です

○給与の総支給額が350万円→概算の所得額237万円

○給与の総支給額が500万円→概算の所得額356万円

○給与の総支給額が600万円→概要の所得額436万円

○給与の総支給額が678万円→概要の所得額500万円

Q7 所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間はいつからいつまでですか？

A7 所得証明書と同一期間です。

Q8 貸与型奨学金の年間返済額については、どのように確認すればよいですか？

A8 奨学金返還証明書による確認を想定していますが、申請者において同証明書の取得が難しい場合には、通帳等による返済額がわかる書類の写しを提出していただきます。

(家賃等)

Q9 家賃等について対象となる費目はどのようなものですか？

A9 婚姻に伴う住宅取得費用は物件の購入費のみ、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみが対象となります。したがって、住宅取得に伴う土地購入代、住宅賃借費用に伴う駐車場代(家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合は駐車場代も含め補助の対象となります。なお、契約書等により駐車場代相当額がわかる場合は当該金額においては対象となりません。)、清掃費、更新手数料、光熱水費、設備購入費等は対象となりません。

Q10 婚姻に伴い生じたリフォーム費、増改築費は補助の対象となりますか？

A10 対象となります。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置費用に係る費用については対象となりません。

Q11 勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当分の取扱いはどうなるのですか？

A11 住宅手当分は対象外となります。このため、住宅手当支給証明書等の提出により、手当支給額を把握し、当該部分を差し引きます。

Q12 公営住宅や地域優良賃貸住宅の入居者も本交付金の対象となりますか？

A12 対象となります。ただし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とします。

Q13 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となりますか？

A13 同居後に支払った費用であれば対象となります。同居開始日は、住民票に記載された「住民を定めた年月日」で確認します。

Q14 婚姻前から夫婦が同居している場合（同棲の場合）、補助の対象となりますか？

A14 婚姻後に支払った費用であれば対象となります。

Q15 夫婦以外の名義で契約した住宅取得費又は住宅賃借費は補助の対象となりますか？

A15 対象となりません。

Q16 親族の家（実家など）に引っ越して同居する場合、補助の対象はどうなりますか？

A16 引越費用のみ対象となります。

（引越費用）

Q17 友人に頼んだり、自らレンタカーを借りて引っ越した場合の費用は、補助の対象となりますか？

A17 対象となりません。引越費用については、引越業者や運送業者を利用して行う荷物の異動・運送に要した費用が対象となります。

（その他）

Q18 申請書類はいつまでに提出すればよいですか？

A18 申請日の属する年度の4月1日から3月31日までに申請してください。

Q19 この制度を利用した人は、氏名などが公表されますか？

A19 個人情報保護のため氏名などの公表はしませんが、簡単なアンケート調査にご協力いただきます。